



発行 東京都

目次

告示

- 土地収用法による事業認定……………(財務局財産運用部管理課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…三
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…四
- 都道の供用開始……………(同)…五
- 住民監査請求に係る監査結果の公表……………(東京都監査委員)…五

告示

●東京都告示第千四百七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年八月十六日

東京都知事 小池 百合子

第一 起業者の名称 国立市

第二 事業の種類 国立市指定有形文化財(建造物) 旧国立駅舎再築事業

第三 起業地

一 収用の部分 国立市東一丁目及び同市中一丁目地内

二 使用の部分 なし

第四 事業の認定をした理由

本件申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

一 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、国立市東一丁目及び同市中一丁目地内の六百四十八平方メートルを起業地とする「国立市指定有形文化財(建造物) 旧国立駅舎再築事業」(以下「本事業」という。)である。

本事業は、旧国立駅舎を文化財として再築し、展示スペース、多目的スペース及び観光案内所の機能を持った、公共の用に供する施設(以下「本施設」という。)として活用する事業であり、法第三条第三十二号に規定する地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

二 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者である国立市(以下「起業者」という。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条の第三第二項の普通地方公共団体である。

起業者は、「国立市第五期基本構想第一次基本計画」、「国立市都市計画マスタープラン」、「国立駅

周辺まちづくり基本計画」等の行政計画に、本事業を明確に位置付けており、また、国立市議会においては、平成二十七年に、旧国立駅舎再築をはじめとする国立駅周辺の整備に充てることを目的とした国立駅周辺整備基金に関する議決及び本事業に係る平成二十八年国立市一般会計当初予算の議決をしている。

本事業に要する財源については、国立駅周辺整備基金、社会資本整備総合交付金などにより、起業者において確保されている。

したがって、起業者は本事業を遂行する意思と能力を有すると認められ、本事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

三 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

本事業により再築する国立市指定有形文化財(建造物)である旧国立駅舎は、国立学園都市開発において、まちの核に位置付けられ、駅、駅前広場及び大学通りが一体となった特徴的で魅力的な景観構造の頂点に位置する建物であった。国立市のまちの誕生から建物が解体される平成十八年までの八十年間、旧国立駅舎はまちのランドマーク、シンボルとして存在し続けてきており、多くの商工団体、市民団体から、旧国立駅舎を早期に再築することが求められている。

旧国立駅舎を再築することで、他の駅にはない景観、街並みが回復し、国立市を広く社会に発信することができるなど、本事業は、まちの魅力の向上と発信に寄与するものである。

また、展示スペース等において、旧国立駅舎をはじめとする国立市の歴史と文化を学ぶことができる展示を行うことにより、児童や生徒が、文化財である建物そのものや展示に触れるを通じ、郷土の歴史と文化を学ぶことができる。そして、国立市民や国立市来訪者にとっても、近代都市計画を象徴する本施設に触れることにより、日本社会の歴史と文化を学ぶことができるなど、本事業は、歴史や文化に関する教育の推進に寄与するものである。

さらに、文化財活用の観点から、本施設に情報発信や情報交流機能を持った観光案内所や多目的スペースを設置することで、観光交流イベント等の市民交流の場となるとともに、国立市に來訪するきっかけになるなど、本事業は、まちのにぎわいの創出に寄与するものである。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本事業が動植物、埋蔵文化財等に与える影響について、本事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第四項及び東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第二条第五号に規定する対象事業の要件には該当しておらず、また、起業地内に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第三十六条に規定する生息地等保護区に指定されている土地はなく、起業地内において希少野生動植物種は見受けられない。さらに、起業地は、文化

財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。

本事業が歩行者等の動線に与える影響については、本施設の再築位置を考慮するとともに、歩道の拡幅を予定しており、また、自動車等の交通動線に与える影響については、国立駅周辺地域の交通体系の整備による対応を予定していることから、本事業により歩行者等の動線及び自動車等の交通動線が阻害されることはない。

なお、起業者は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響については、軽微であることを確認している。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

起業者は、本事業の起業地の選定に当たり、申請案である南口駅前案(以下「申請案」という。)、公共施設等用地案、円形公園案及び農業体験用地案の四案で比較及び検討を行ったところ、本施設設置により得られる効果への寄与や文化財指定理由の一つである歴史的環境(大正期の国立学園都市計画における旧国立駅舎の位置付け)を形成でき、設計、工事施行の難易度や経費の点からも支障がない申請案が最も適していると判断している。

したがって、本事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公

共の利益は失われる利益に優越すると認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

四 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

本事業は、国立市における国立駅周辺整備に関する基本計画である「国立駅周辺まちづくり基本計画」に位置付けられている事業である。平成二十八年年度までに行う事業とされているが、必要な用地の取得に至っておらず、本事業の進捗は計画より遅れ、計画年次に本事業を終了させることが困難な状況である。

また、本事業を含め、国立駅周辺整備事業には多くの事業があるが、その一つである国立駅南口広場整備は、交通動線の関係から本事業終了後に行う計画となっており、本事業の遅れが全体スケジュールに与える影響も大きい。

さらに、早期実施を求める市民の機運も高まっており、景観、街並みという国立市の大切な魅力やまちの歴史と文化に触れる機会の喪失などにより文化的な損失が生じている状況にある。

以上のことから、早期に本事業を施行する必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、安全性や歩行者等の動線を考慮した本事業に要する最小限のものであることから、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本事業の用に恒久的に供さ

れる範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 結論

以上のとおり、本事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

第五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 国立市役所

●東京都告示第千四百八号

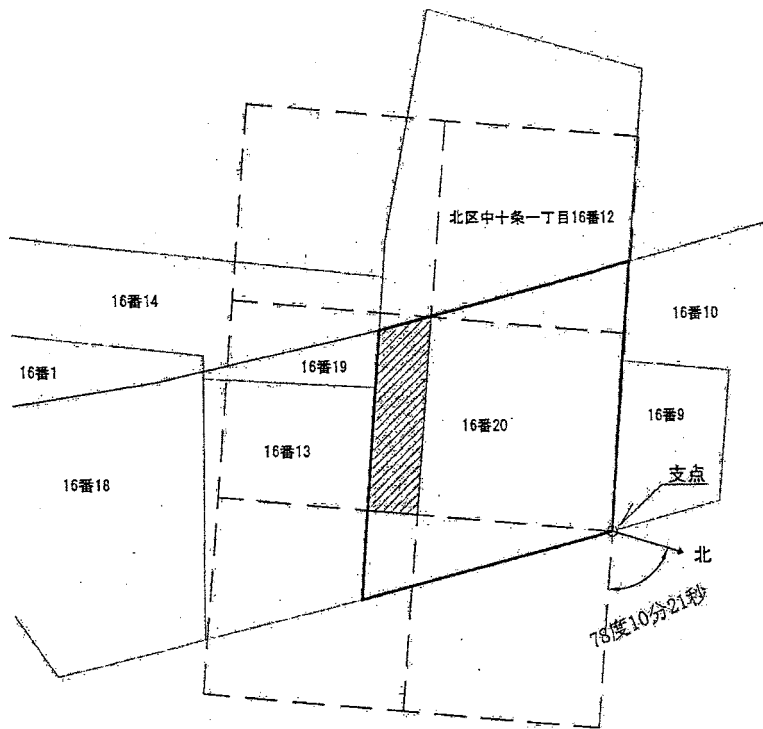
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第三百五十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区中十条一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

【支店】

支店は、北区中十条一丁目16番20の最北端とする。

【格子の回転角度（78度10分21秒）】

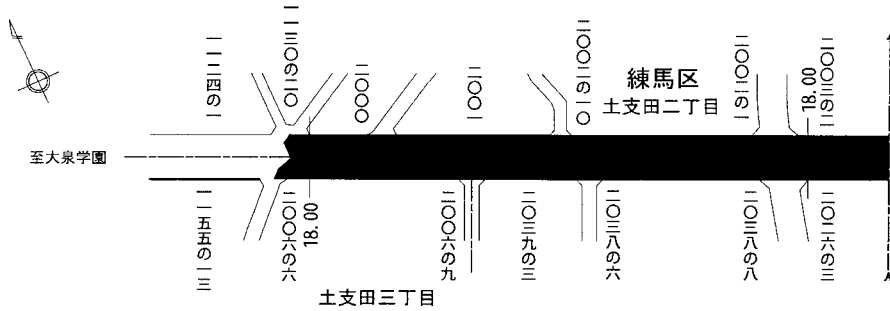
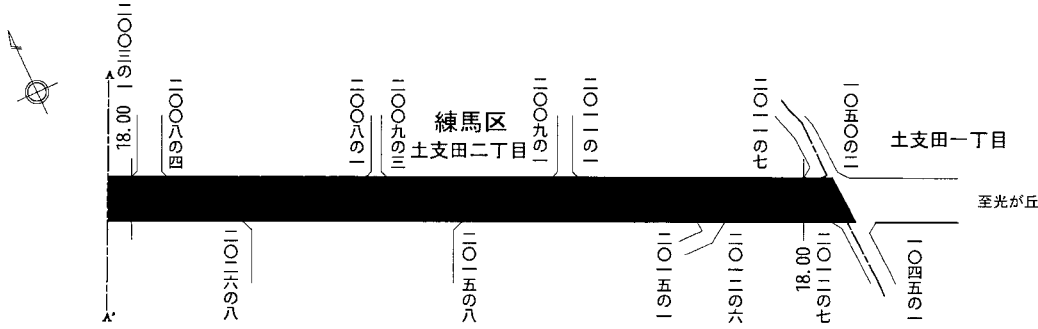
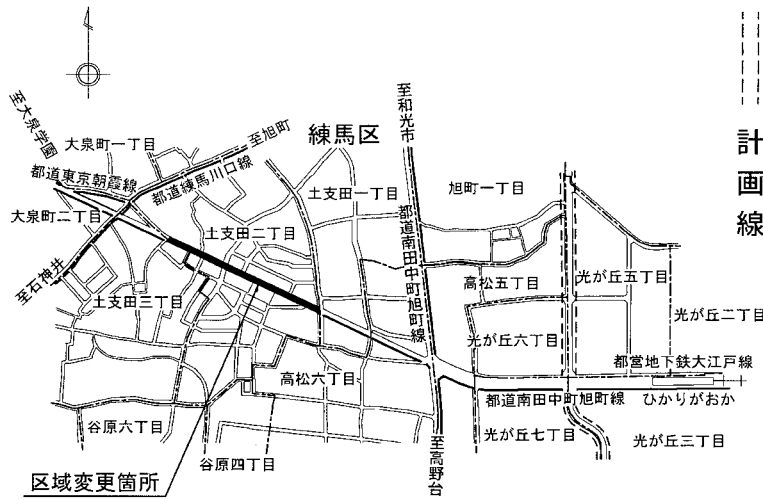
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百九号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十八年八月十六日から起算して

別図

都道南田中町旭町線区域変更後略図
 練馬区土支田二丁目～土支田三丁目

都道
 特別区道
 変更後区域
 延長 五四九・〇九メートル
 面積 九、七二五・九七平方メートル
 計画線



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十八年八月十六日
 東京都知事 小池 百合子
 一 路線名 南田中町旭町

二 変更の区間 練馬区土支田二丁目二千二百七地先から同区土支田三丁目二千六百六地先まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第十四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 南田中町旭町

二 供用開始の区間 練馬区土支田二丁目二千二百七地
先から同区土支田三丁目二千六百六
地先まで

三 供用開始の期日 平成二十八年八月十六日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果（平成28年7月7日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

平成28年8月16日

| | | |
|---------|-----|-------|
| 東京都監査委員 | 山 加 | 朱 美 |
| 東京都監査委員 | 吉 倉 | 正 美 |
| 東京都監査委員 | 友 瀨 | 宗 治 |
| 東京都監査委員 | 岩 田 | 喜 美 枝 |
| 東京都監査委員 | 松 本 | 正 一 郎 |

※ 報告書内の記載に関する注意事項
※ 昇添前知事を指す場合は、表記を一律に「前知事」とした。

第 1 請 求 の 受 付

1 請 求 人

(略)

2 請 求 の 提 出

平成28年5月13日

3 請 求 の 内 容

(1) 主張事実

ア 東京都前知事舛添氏が週刊文春、朝日新聞などの報道によれば、平成27年4月から平成28年4月の約1か年にわたり、ほぼ毎週土曜の午後3時頃から都庁から庁有車に乗り、都職員である運転手が運転して神奈川県湯河原の別荘に復路通勤の形式で利用した。

イ 東京都自動車管理規則1条は、「公務を行うために東京都が使用する庁有車の適正な運営を図るため、庁有車の使用に関し、必要事項を定める」、8条は「乗用車の使用時間は、通常の出勤時限（午前9時）から通常の退庁時限（午後5時45分）までとする」とそれぞれ定める。

ウ 東京都人事課は「都職員の通勤手当は、1か月定期券5万5千円までを実費支給し、都知事もこれに従う」と説明した。

エ 前記イによれば、本件庁有車を舛添氏の復路通勤に使用することはできないことは明らかである。そもそも本件庁有車の使用は、社会通念が許容する範囲でその使用が認められるものであり、かつその使用は、あくまでspot use（非日常）の公務使用を前提としたものであり、本件のように、舛添氏が毎週土曜の復路帰路通勤に48回使用したものは、違法性を帯びる。

オ 請求人は小金井市の公用車管理規則を調べたところ、小金井市の公用車は社会通念が許し、かつ非日常の使用というしほりが掛かっている。

カ 本件湯河原使用の結果、都は庁有車の不正使用により約5百万円の損害を被った模様である。

(2) 措置請求

外添前都知事に対し、東京都に、前記損害金に相当する金額を弁済する措置を請求する。

4 請求の要件審査

本件請求において、請求人は、平成27年4月から平成28年4月の約1か年におたり、前知事が神奈川県湯河原町にある別荘まで知事専用車を使用して復路通勤した経費について、都は前知事に対する不当利得返還請求権（以下「本件債権」という。）の行使を怠っているとして、本件行使を求めているものと解される。

しかしながら、昭和62年2月20日最高裁判例によれば、「特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基ついて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としている監査請求であるときは、怠る事実に係る請求権の発生原因たる財務会計行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項を適用すべきものと解するのが相当である」としている。

このことから、平成27年5月12日以前の本件債権の不行使については、法第242条第2項に定める請求期間の1年を経過しているため、平成27年5月13日から平成28年4月30日までの本件債権の不行使について、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成27年5月13日から平成28年4月30日までの間に、前知事が都庁から神奈川県湯河原町にある別荘まで知事専用車を使用して復路通勤した経費について、都は前知事に対し、不当利得返還請求権の行使を怠っている事実があるか否かを監査対象とする。

2 監査対象局

財務局を対象とした。
政策企画局に対して関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づき陳述については、請求人から、平成28年5月30日付け陳述書の提出のみとする旨の申し出があった。
陳述書において、請求人は、当初請求書に記載していた損害額約5百万円を、請求人が調査した損害額371万6,160円に訂正し、その額を前知事は都に弁済するように求めた。
また、平成28年6月2日、監査対象局職員の陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 知事専用車について

ア 都の庁有車は、東京都自動車の管理等に関する規則（以下「本件管理規則」という。）第1条で、公務を行うために使用することが記載されている。

イ 知事は、本件管理規則第9条第1項により、乗用車を専用するものとされ、専用の車（以下「知事専用車」という。）が配車されている。

ウ 知事専用車は、本件管理規則第8条により、使用時間の適用が除外されている。また、財務局庁有車管理要綱（以下「本件管理要綱」という。）第8条第2項では、休日であっても運行することができると定められている。

エ 知事専用車の使用手続については、本件管理要綱第9条第2項に定められており、専用車利用者は、原則として、運転指示書により運転者に指示するとされ、休日に専用車を使用する場合は、これとは別に休日使用届を庁有車管理者（財務局経理部総務課長）に提出することとされている。

しかしながら、財務局によると、知事専用車を利用する1か月から数週間前の時点から政策企画局秘書課との間で予め日程等を確認することなどにより、締密に専用車の運行計画を調整し、さらに随時の日程の変更に対しても緊密に連携をとることで対応する必要があるため、個別の運転指示書及び休日使用届の対象とはしていないとしている。

(2) 知事専用車の運転日誌について

ア 庁有車の運転者は、本件管理規則第11条第1項により、運転終了後に、運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他必要な事項を運転日誌に記載し、庁有車管理者に提出することとされており、知事専用車についても運転日誌が作成されている。

イ 知事専用車の運転日誌（以下「本件運転日誌」という。）によれば、監査対象期間（平成27年5月13日から平成28年4月30日）のうち、知事専用車が湯河原町を最終到着地（復路）としているのが41回であった。

(3) 知事専用車の運用ルールについて

財務局によれば、具体的な運用に関しては、本件管理規則及び本件管理要綱には特段の記載はないものの、本件管理規則第1条に「公務を行うために東京都

使用する庁有車」とあるとおり、専用車の使用は公務を行うためのものであり、移動先か移動元のどちらかが公務であることを前提に運用していることであった。また、実際の使用に当たっては、知事の広範かつ重要な職責から使用目的や形態も多岐に亘るため、個々具体的なケースで判断しており、その積み重ねの内容をルールとしているとの説明があった。

(4) 都庁、湯河原町間の所要時間について

財務局に確認したところ、都庁、湯河原町間の所要時間は2時間程度と推測されることであった。

(5) 知事専用車における知事と連絡がとれる態勢について

知事専用車には、移動中の知事と常に連絡が取れる態勢を取るために緊急時に優先的に回線を利用することが可能な公用携帯電話のほか防災無線電話、車載電話が設置されている。

2 監査対象局の説明

財務局経理部総務課では、本件管理規則に基づき、公営企業等の所管分を除き、庁有車の運行管理をしている。今回の監査の対象となっている庁有車は、知事専用車である。

知事は、都を統轄してこれを代表し、その事務を管理してこれを執行する、広範かつ重要な地位及び職責を有している。この地位及び職責を全うするため、機動的な交通手段を確保するとともに、移動時にあっても常に知事と連絡がとれる態勢になければならないとの観点から、本件管理規則第9条第1項に基づき知事専用車を制度化している。この知事専用車を含めた専用車については、他の庁有車とは異なり、使用時間に関する本件管理規則上の特段の定めはない。

知事専用車の運行手続については、次のとおりである。

- ・ 専属運転手は、知事就任時に財務局経理部総務課で決定する。
- ・ 専属運転手は、知事の指示に従い、知事専用車を運行する。

運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部総務課が管理している。本件に関する請求人の主張は、週刊文春などの報道によれば、とした上で、舩添前知事が、平成27年4月から平成28年4月までのほぼ毎週土曜日、神奈川県湯河原の別荘に復路通勤に都庁職員の運転する庁有車を利用している。一方、本件管理規則により庁有車の利用は、通常の出勤時限から退庁時までであり、知事も都

職員と同様に通勤手当の対象となることから、復路通勤としての庁有車の使用は認められず、都は不正な利用により約371万円の損害を被った。よって前知事に当該損害金に相当する金額を弁済する措置を求める。というものである。

これに対し、前知事の公務の場である都庁から湯河原町への送迎のため、庁有車を運行した事実はあるが、これは、前述のように本件管理規則第9条第1項に定める知事専用車であり、請求人のいう同第8条に定める使用時間に制限のある庁有車ではない。

すなわち、知事専用車を含む専用車は、請求人のいう土曜日（曜日については引用のある週刊誌の記事が「ほぼ毎週末」と記載していたことから、金曜日の誤用と思われる。）を含む休日や早朝、夜間を含め、使用者の重要な職責を全うし、各所への移動時に常に連絡がとれるよう、使用者の指示に基づき適正に運行している。また、請求人は伝聞ではあるが、知事の通勤手当の有無について言及している。趣旨は明確ではないが、仮に経費の重複した支出を問うものであれば、(所管外ではあるが)知事を含め専用車の使用者に対して通勤手当は支給されていない。

以上のとおり、明確な算定根拠が示されていない損害金を含め、請求人の主張には理由がないと考える。

財務局としては、今後とも本件管理規則に則って専用車の運行管理に努めていく。

3 関係人調査

(1) 神奈川県湯河原町にある建物の位置付け

政策企画局では、神奈川県湯河原町にある建物を、湯河原の事務所（以下「本件建物」という。）と把握しており、世田谷の自宅と同様に、前知事の送り届け先に当たるものと考えているとの説明があった。

(2) 庁外における前知事との連絡体制

庁外における前知事との連絡体制について、政策企画局より以下のとおり説明があった。

- ・ 世田谷の自宅においては、災害時優先のNTT電話、防災無線電話、防災無線アラームが設置されている。
- ・ 本件建物においては、衛星携帯電話を設置している。
- ・ その他、屋外にいる場合においては、災害時優先の公用携帯電話を携帯している。

4 判断

本件請求において請求人は、前知事が神奈川県湯河原町にある別荘まで知事専用車を使用し復路通勤したことは、本件管理規則に反しており、違法性を帯びると主張している。

このことから、本件建物まで、知事専用車を使用したことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 知事専用車の趣旨について

知事は普通地方公共団体の長であって、当該普通地方公共団体の統轄及び代表、その事務の管理及び執行、予算の調製及び執行、地方税の賦課徴収等を行うなど、広範かつ重要な職責を有している（法第139条、第147条から149条まで等）。

本件管理規則第9条第1項が知事に専用車を使用させることとしているのは、上記のような「知事が担う職責の性質、内容等に照らし、その職責を全うさせるため、知事について機動的な交通手段を確保するとともに、移動時にあっても常に知事と連絡を取ることができるようにするなどの危機管理の観点からである」（平成20年2月8日東京地裁判決）と解される。

(2) 知事専用車の使用時間について

知事は特別職の地方公務員であり（地方公務員法第3条第3項第4号）、原則として地方公務員法は適用されず（地方公務員法第4条第2項）、勤務時間等の勤務条件は定められていないところ、知事専用車については、他の乗用車と異なり、使用時間の適用が除外されている（本件管理規則第8条）。

(3) 知事専用車の使用方法及び態様について

「知事が担う職責の内容及び性質、本件管理規則が知事に専用車を使用させることとした趣旨及び目的、本件管理規則の具体的規定等に照らすと、知事専用車の使用の方法及び態様については、知事の合理的な判断に委ねられているというべきである」（平成20年2月8日東京地裁判決）と解される。

(4) 本件建物まで知事専用車を使用することの違法性、不当性について

平成20年2月8日の東京地裁判決によれば、「自宅への送迎における知事専用車の使用は、公的活動と私的活動との切替え時においても、機動性を確保し、危機管理を徹底しようとするものであるから、その使用は合理性を有するといえる

ところ、自宅への送迎でなくとも、公的活動と私的活動との切替え時における合理的な方法及び態様で知事専用車を使用することは、機動性の確保及び危機管理の徹底の観点から、知事専用車が設けられた趣旨及び目的にかなうものである」としている。

本件建物は、前知事にとって世田谷区にある自宅同様、前知事の活動の一つの拠点と考えられ、前知事が私的な日常活動の拠点とするのに不適當な場所といえず、執務場所である都庁からの所要時間も片道2時間程度であることを考慮すると、社会通念上、自動車を利用して移動する距離として長すぎるものとはいえない。

よって、本件建物まで知事専用車を使用したことは、本件管理規則で定める専用車使用の趣旨を逸脱したものとは認められず、違法・不当であるとはいえない。

なお、公務終了後、前知事を本件建物まで送り届けるために、知事専用車を頻繁に使用したことについて、別項のとおり意見を付する。

5 結論

(1) 結論

前知事が本件建物まで知事専用車を使用して復路通勤した経費について、都は前知事に対する本件債権の行使を怠っているとす請求人の主張には理由がない。

(2) 意見

公務終了後、前知事を都外の自宅以外の場所まで送り届けるため、ほぼ毎週末、知事専用車の運行をしていたことは、違法・不当であるといえないものの都民の理解が得難いと思われる。
財務局は、政策企画局と連携の上、知事専用車の厳格な運行に努められたい。

資料 (東京都職員措置請求書等)

第1 請求の要旨

(1) 東京都知事舩添氏が週刊文春、朝日新聞などの報道によれば、平成27年4月から平成28年4月の約1か年にわたり、ほぼ毎週土曜の午後3時から都庁から庁有車に乗り、都職員である運転手が運転して神奈川県湯河原の別荘に復路通勤の形式で利用した。

(2) 東京都自動車管理規則1条は、「公務を行うために東京都が使用する庁有車の適正な運営を図るため、庁有車の使用に関し、必要事項を定める」、8条は「乗用車の使用時間は、通常の出勤時限(午前9時)から通常の退庁時限(午後5時45分)までとする」とそれぞれ定める。

(3) 東京都人事課は「都職員の通勤手当は、1か月定期券5万5千円までを実費支給し、都知事もこれに従う」と説明した。

(4) 前記(2)によれば、本件庁有車を舩添氏の復路通勤に使用することはできないことは明らかである。そもそも本件庁有車の使用は、社会通念が許容する範囲でその使用が認められるものであり、かつその使用は、あくまで spot use (非日常) の公務使用を前提としたものであり、本件のように、舩添氏が毎週土曜の復路帰路通勤に48回使用したものは、違法性を帯びる。

(5) 請求人は小金井市の公用車管理規則を調べたところ、小金井市の公用車は社会通念が許し、かつ非日常の使用というしほりが掛かっている。

(6) 本件湯河原使用の結果、都は庁有車の不正使用により約5百万円の損害を被った模様である。

(7) 請求人は、舩添都知事に対し、東京都に前記損害金に相当する金額を弁済する措置を請求する。

(原文のまま掲載)

事実証明書

(1) 東京都自動車の管理等に関する規則

(2) 東京都監査委員に対する平成28.5.13付 東京都知事舩添措置請求書に係る追加資料

(3) 週刊文春記事(平成28年5月19日号)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001